



発 監 第 2 4 号
令和元年12月3日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司



琴浦町監査委員 桑本 始



定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

令和元年11月12日(火)・13日(水)の2日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設環境課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の15機関について、関係書類の提出を求

め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第 199 条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指導事項

(1) 滞納対策について

令和元年度 9 月末の滞納残高は 387,775 千円と前年比 44,694 千円の増加となっている。

各課担当者の努力により中期的には減少傾向にあるものの、国民健康保険税、住宅家賃等増加している部門もあり引き続き取組みを強化していく必要がある。

対策については、滞納者の具体的理由を調査し、生活困窮者に対しては福祉関係の施策を活用するなど滞納者の生活環境に応じた支払い方法を提案することによって滞納が改善されている場合もある。

一方では、納付意識の低い債務者に対して請求が徹底されず、債務金額が蓄積し、支払いが困難になっている例もある。未納が発生した場合は早急な再請求を行うなど、きめ細やかな収納事務に心がけていただくとともに、特に私債権については、地方自治法施行令171条の2（民事訴訟を提起して裁判所から給付判決を取得し、それを債務名義として民事執行法に基づく強制執行を行うこととなっている。）、地方税法第 15 条の 7（滞納処分の停止の要件等）18 条（地方税の消滅時効）等により不納欠損にしないため、民法 145 条（時効の援用）、147 条（時効の中断事由）、452 条、453 条（保証人）、454 条（連帯保証人）にも留意し、債権回収に努められたい。

(2) 事務システム委託費の削減について

行政システムネットワーク、財務会計システム電子決済対応、さらに今後は、マイナンバー対応や新公会計制度等システム導入による保守費用が多額となってくる。

基幹システムだけでなく、各課個別のシステムについてはそれぞれの担当課が個別に契約し運用している実態があり、発注先については、限られたベンダー（IT 関連製品販売業者）との契約が多くなっている。

対策として、情報システム管理者を決定し、契約窓口の一本化によりシステムに漏れや重複をなくすと共に、契約金額が大きくなる中でコストの低減を図る必要がある。

また、経費の削減を進めるとともに危機管理上、複数のベンダーとの取引を検討する等、安全性と効率性、効果性を考慮した発注・契約に努められたい。

(3)「支え愛マップ」の作成について

令和元年の台風19号では、福島、長野地方を中心に広範囲で東北震災以来の被害が出ており、逃げ遅れた一人暮らしの高齢者が亡くなるなど悲惨な結果にもなっている。

琴浦町では、平成30年12月に防災マニュアルが改訂、全世帯に配布され、防災訓練も行われているところであるが、実際に災害が発生した時の対応として、避難が必要な方の存在や支援方法を明確にしておく必要がある。

町では、平成27年8月に「琴浦町わが町支え愛マップ推進事業補助金交付要綱」を制定し、「支え愛マップ」の作成を支援されているところであるが、現在のところ18の集落にとどまっている。

支援を必要とされる方が安全安心に暮らしていくために、地域の協力を得て全集落に「支え愛マップ」作成が進むよう取り組みを強化されたい。

(4)ごみ処理費用削減と環境負荷低減について

家庭ごみの処理の状況について、ほうきりサイクルセンター搬入量で見ると、平成27年度は、4,675.62t、平成30年度で4,731.62t。町全体のじん芥処理事業の決算額は153,148千円となっており、人口が減少する中、年々増える傾向にある。

ごみ減量対策として、広報誌による分別の方法を説明する等リサイクル意識の普及啓発や資源ごみの回収等への支援が行われているところであり、今年度はごみ袋の値上げも検討されている。

ごみの増加は、不法投棄による川や海の汚染にもつながり、また、食品残渣の増大は大きな社会問題にもなっている。

琴浦町は、山や海の豊かさなど自然環境のすばらしさを強みの一つとしているところであり、環境衛生の強化が重要課題になってくる。海の豊かさの維持や持続可能なまちづくりを進めるためにもゴミ減量化の取り組みをさらに推進していただきたい。

(5) 人口ビジョン策定検討業務について

人口ビジョンを作成するため、地域人口の安定化に向けて必要とされる「人口推計」、「人口増加シミュレーション」等が、9地区別に具体的に示めされ、モデル地区として古布庄では現地調査・ワークショップが開催された。この推計結果をうけ、報告会・研修会の実施(令和2年1月19日)が計画されている。

今後の戦略として、地区で定住増加施策を競う「リーグ戦」を展開するため各地区公民館に自治センターを併用させ、移住定住コーディネーターを配置し、地区のまとめ役を担ってもらう等、人口増加のための対策を検討されたい。